

奈良県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の三十七第一項の規定により、次のとおり利便施設協定を締結した。

令和六年十二月十日

奈良県知事 山下 真

- 一 利便施設協定の名称
主要地方道天理王寺線における道路外利便施設に関する協定
- 二 協定利便施設の名称及びその所在地
名称 主要地方道天理王寺線コーナン西大和店前歩道
所在地 北葛城郡河合町中山台二丁目七番二
- 三 利便施設協定の有効期間
当該利便施設の供用開始日から供用を廃止するまでの期間
- 四 利便施設協定の縦覧又は利便施設協定の写しの閲覧の場所
奈良県高田土木事務所